

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について
(3号機 余熱除去系の蒸気凝縮機能削除に伴う変更)

平成 18年 10月 17日

本日(平成 18年 10月 17日)、原子炉等規制法(1)に基づき、国に原子炉施設保安規定(2)の変更認可申請を行いました。今後、国による審査を受けます。

具体的には、非凝縮性ガスを蓄積させない対策をとった 1号機と同様、3号機の余熱除去系の蒸気凝縮機能(3)の削除に伴い、蒸気凝縮機能に関する記述を削除します。

- 1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。
- 2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第 37条第 1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。
- 3 余熱除去系の蒸気凝縮機能は、原子炉が停止し復水器が使用できない場合に崩壊熱を除去するために設置したものです。この機能を削除した場合でも、主蒸気逃がし安全弁及び原子炉隔離冷却系などによって、崩壊熱の除去が可能であり、安全面への影響はありません。

なお、本機能の削除は、平成 17年 12月 15日に原子炉設置変更申請の許可を受けました。今年 8月 18日から蒸気凝縮機能削除の工事を開始し、11月中旬頃、国の検査を受ける予定です。

以上